

プリペイドカード記入要領

プリペイドカード 5,500 円分及び 11,500 円分については、専用の精算機にて読み取りを行うことによるのみ、正確な債権額の判定が可能となりますので、当局においてお預かりしたプリペイドカードを精算機にて読み取り債権額の判定を行います。

このため、債権の申出の際には、お持ちのプリペイドカードの債権額をお見積りりのうえ、申出書にご記入ください。

なお、プリペイドカードの使用状況により券面上部に棒線が印字されることから、以下をご参考に債権額を見積もりください。

【棒線の印字について】

棒線の印字は、①0 (0 円)、②10 (1,000 円)、③20 (2,000 円)、④30 (3,000 円)、⑤40 (4,000 円)、⑥50 (5,000 円)、⑦100 (10,000 円)、の 7 ポイントであり、金額の減算にともない通過したポイントにより印字されます。

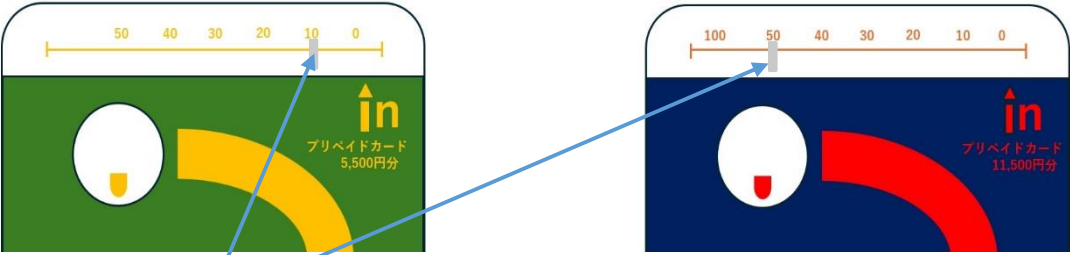
また、⑦100 のポイントに棒線が印字されている場合、実際の債権額は、5,001 円以上 10,000 円以下となります。

※棒線の印字が薄いため目視での確認ができない場合があります。
大変恐れ入りますが、ご記憶の債権額を申出書に記入ください。

≪イメージ≫

【5,500 円分】

【11,500 円分】



棒線を参考に、申出書の所定欄にご記憶の債権額を記入ください。

例： 【5,500 円分】の場合 910 円 など

【11,500 円分】の場合 4,700 円 など

一度もお使いになっていない場合 5,500 円または 11,500 円

※棒線が複数ある場合は、最も右側の棒線を参考に、ご記憶の債権額を記入ください。
※後日、当局において専用の精算機により債権額を判定いたします。

※以下の場合、還付金を受け取ることができません。

- ・ 破損したプリペイドカードの場合。
- ・ プリペイドカードに記録された磁気データが破損し、精算機で未使用残高の読み取りができない場合。
- ・ プリペイドカードが偽造または変造されたものである場合。
- ・ 違法に取得されたものと知りながら申出を行う場合。